

本チェックリストは、AI事業者ガイドライン「第2部C.共通の指針」を要約したものです。事業者に求められる重要な取組事項のチェックにご活用ください

### チェック項目

- **人間中心**の考え方を基に、憲法が保障する又は国際的に認められた人権を侵すことがないようにしているか？
  - AIに関わる全ての者の生命・身体・財産、精神及び環境に危害を及ぼすことがないよう**安全性**を確保しているか？
  - 潜在的なバイアスをなくすよう留意し、それでも回避できないバイアスがあることを認識しつつ、回避できないバイアスが人権及び多様な文化を尊重する**公平性**の観点から許容可能か評価しているか？
  - **プライバシー**を尊重・保護し、関係法令を遵守しているか？
  - 不正操作によってAIの振る舞いに意図せぬ変更又は停止が生じることのないように、**セキュリティ**を確保しているか？
  - **透明性**を確保するために、AI自体やAIシステム・サービスの情報をステークホルダーに対し合理的で技術的に可能な範囲で提供しているか？
  - データの出所、AIの意思決定等のトレーサビリティに関する情報やリスクへの対応状況等について、関連するステークホルダーに対して合理的な範囲で**アカウントビリティ**を果たしているか？
  - **AIガバナンスやプライバシーに関するポリシー**等を策定しているか？
- 
- 上記の実現のため、各事業者の状況に応じた**具体的なアプローチ**は**検討**しているか？

検討には「**具体的なアプローチ検討のためのワークシート**」をご活用ください

## 第2部D. 広島AIプロセス「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」

本チェックリストは、AI事業者ガイドライン「第2部D.広島AIプロセス「全ての AI 関係者向けの広島プロセス国際指針」」の項目です。取組事項のチェックにご活用ください

※①～⑪については、適時適切に、適切な範囲で、適用されるべきである。また、⑫については、従うべきである。

## チェック項目

- ① AI ライフサイクル全体にわたるリスクを特定、評価、軽減するために、高度なAIシステムの開発全体を通じて、その導入前及び市場投入前も含め、適切な措置を講じているか？
- ② 市場投入を含む導入後、脆弱性、及び必要に応じて悪用されたインシデントやパターンを特定し、緩和しているか？
- ③ 高度な AI システムの能力、限界、適切・不適切な使用領域を公表し、十分な透明性の確保を支援することで、アカウントビリティの向上に貢献しているか？
- ④ 産業界、政府、市民社会、学界を含む、高度なAI システムを開発する組織間での責任ある情報共有とインシデントの報告に向けて取り組んでいるか？
- ⑤ 特に高度な AI システム開発者に向けた、個人情報保護方針及び緩和策を含む、リスクベースのアプローチに基づく AI ガバナンス及びリスク管理方針を策定し、実施し、開示しているか？
- ⑥ AI のライフサイクル全体にわたり、物理的セキュリティ、サイバーセキュリティ、内部脅威に対する安全対策を含む、強固なセキュリティ管理に投資し、実施する
- ⑦ 技術的に可能な場合は、電子透かしやその他の技術等、ユーザーが AI が生成したコンテンツを識別できるようにするための、信頼できるコンテンツ認証及び来歴のメカニズムを開発し、導入しているか？
- ⑧ 社会的、安全、セキュリティ上のリスクを軽減するための研究を優先し、効果的な軽減策への投資を優先しているか？
- ⑨ 世界の最大の課題、特に気候危機、世界保健、教育等（ただしこれらに限定されない）に対処するため、高度な AI システムの開発を優先しているか？
- ⑩ 国際的な技術規格の開発を推進し、適切な場合にはその採用を推進しているか？
- ⑪ 適切なデータインプット対策を実施し、個人データ及び知的財産を保護しているか？
- ⑫ 高度な AI システムの信頼でき責任ある利用を促進し、貢献しているか？

検討には「**具体的なアプローチ検討のためのワークシート**」をご活用ください